

## 民法等の一部を改正する法律案に対する修正案 要綱

### 一 啓発活動

政府は、改正後の各法律の円滑な施行のため、新民法第 766 条第 1 項又は第 2 項の規定により子の監護について必要な事項を定めることの重要性について父母が理解と関心を深めることができるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(附則第 17 条関係)

### 二 周知

政府は、改正後の各法律の円滑な施行のため、新民法第 819 条各項の規定による親権者の定め方、新民法第 824 条の 2 第 1 項第 3 号の「急迫の事情」の意義、同条第 2 項の「監護及び教育に関する日常の行為」の意義その他の改正後の各法律の規定の趣旨及び内容について、国民に周知を図るものとする。

(附則第 18 条関係)

### 三 検討

- 1 政府は、施行日までに、父母が協議上の離婚をする場合における新民法第 819 条第 1 項の規定による親権者の定めが父母の双方の真意に出たものであることを確認するための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第 19 条関係)

### 四 その他

その他所要の規定を整理すること。